

キャッシュレス・消費税還元事業 (ポイント還元事業)

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

実施期間 2019年10月1日 ▶ 2020年6月30日(9ヶ月間)

制度概要

- ☑ キャッシュレス支払をした方にポイント還元(5%)
- ☑ 加盟店手数料率約2%台(決済事業者による3.25%以下に引下げを条件とし、更に1/3を国が補助)
- ☑ 端末導入の負担ゼロ(1/3を決済事業者、2/3を国が補助)※フランチャイズの場合は消費者還元2%(端末費用及び加盟店手数料の補助はなし)

1

今なら端末導入のご負担なし!

端末本体と設置費用などが無料。軽減税率対策補助金対象の端末支援についても比較・検討ください!

2

期間中の決済手数料は実質2.17%以下!

期間後の手数料の扱いは事前に開示。

3

消費者還元で集客力UP!

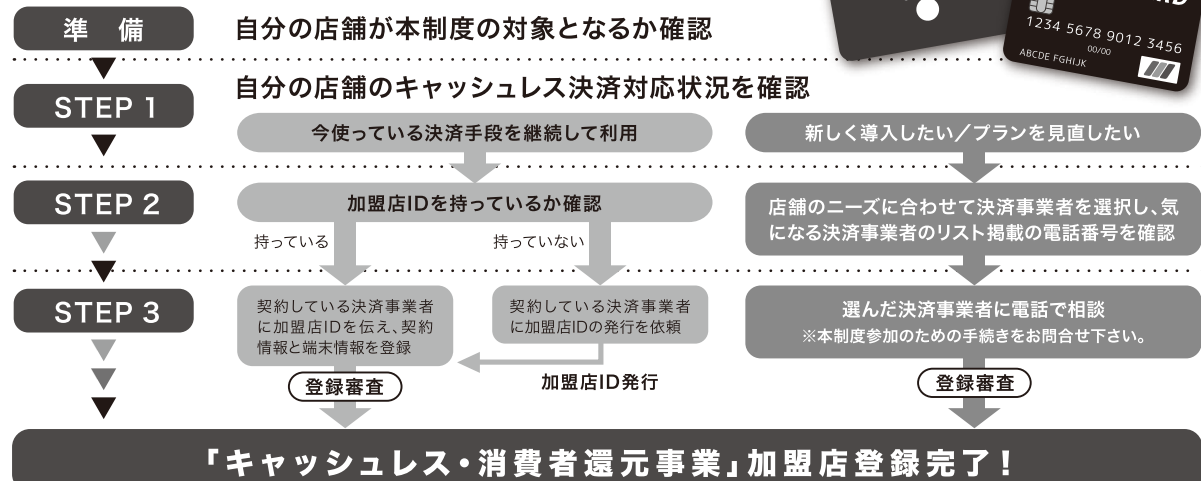
5%又は2%還元。

対象となる事業者… 中小・小規模事業者

事業者の定義	中小・小規模	職業分類	資本金の額又は出資の総額(法人)	常時使用する従業員数(法人・個人)
		製造業・その他	3億円以下	300人以下
		卸売業	1億円以下	100人以下
		小売業	5千万円以下	50人以下
		サービス業	5千万円以下	100人以下

- ※1) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- ※2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外とする。
- ※3) 事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
- ※4) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

登録までのステップ



キャッシュレス決済を行うメリット

事業者にとって

- レジ締め、現金取扱い時間の短縮等による、人手不足対策
- 現金の搬出入回数減少による手間・トラブルの減少
- 売上管理の容易さ ● 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用。インバウンド需要を取り込むには不可欠
- 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化
- 従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少

消費者にとって

- 手ぶらで簡単に買い物が可能(大金や小銭の不便さの解消)
- データの利活用により利便性が向上(自動家計簿など消費履歴情報の管理が容易)
- ネット取引で不可欠
- カード紛失・盗難時の被害リスクが低い(条件次第で全額補償)

キャッシュレスセミナーを開催しました

- 第1弾** 5月29日(水) 「キャッシュレス決済の仕組みを学ぼう!」 「鶴岡市金融協会による個別相談会」
- 第2弾** 6月7日(金) 「キャッシュレスでお店の集客と売上アップを図る!」 「キャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)概要」
- 第3弾** 6月26日(水) 「キャッシュレス決済事業者説明会」 「個別相談会」
- 今後の予定**
- 第4弾** 8月20日(火) 「キャッシュレス決済事業者個別相談会」

対応した国の支援制度 中小企業・小規模事業者等に

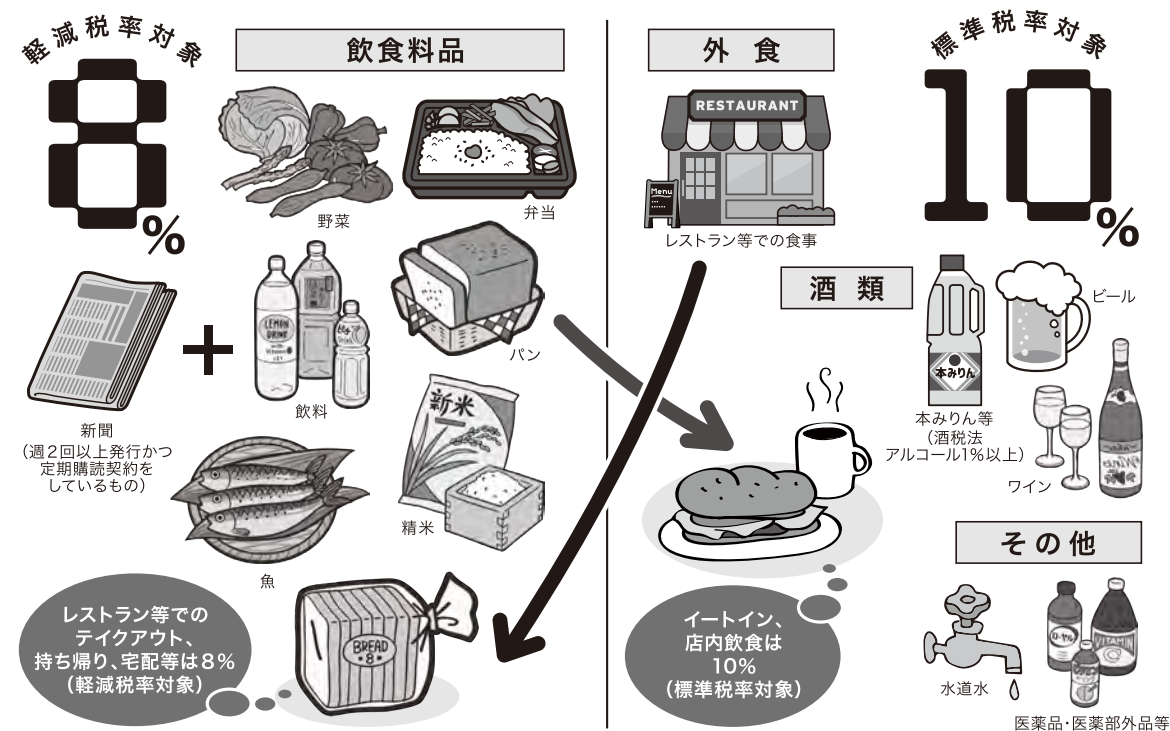
2019年10月消費税率10%引き上げに伴う

令和元年 10月スタート!! 消費税軽減税率制度

軽減税率制度は全ての事業所に影響があります

消費税の引き上げと軽減税率の導入(複数税率)への対応には多くの準備が必要です。特に販売店などでは価格表示を明確にすることや、現場従業員への周知などが求められますので、早めの準備を心掛けて下さい。

軽減税率の対象… 「酒類・外食を除く食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」



変更となる経理処理について

- ◆ 対象品目(サービス)毎に売上、仕入を8%、10%に区分した経理処理が必要となるほか、請求書や領収書にも軽減税率対象商品である旨の区分記載が必要となります。
- ◆ 2023年10月からは、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス制度とは、税金計算ベースとなる証券制度で、課税事業者(売上側)が発行するインボイス(請求書や納品書)に記載された税額のみを控除できる仕入税額控除の方式です。仕入先が免税事業者である場合、インボイスが発行できないため仕入税額を差し引かず、消費税の納税額が多くなってしまいます。このため、免税事業者は課税事業者から取引を避けられる可能性があることから、いずれ、免税事業者、課税事業者の選択が迫られることとなります。
- ◆ 会計システム、受発注システム、レジ、POSの入れ替えなど複数税率に対応するためシステムの改修、新規導入の検討が必要となります。

これらの改修、機器の導入にあたり「軽減税率対策補助金」がご利用いただけます!

軽減税率対策補助金… 2019年10月に消費税率10%へ引き上げにあわせて実施される 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度(レジ・システム補助金)です。

制度概要 ☑ (原則)費用の3/4補助 ☑ レジ1台あたり20万円まで(完了期限:9月30日(月)1事業所あたり200万円まで)

A型 複数税率対応レジの導入等支援

日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が対象です。

B型 受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者が対象です。

C型 請求書管理システムの改修等支援

日頃から軽減税率対象商品を取引しており、軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する事業者が対象です。

※制度についての詳細確認、申請の際は「軽減税率対策補助金」ホームページをご覧ください。なお個人申請でレジを購入する場合は、事前に申請者要件に該当するかご確認ください。

軽減税率対策補助金 検索 **軽減税率対策補助金事務局 ☎0120-398-111**
<http://kzt-hojo.jp/>

当所では、消費税に係るセミナー・相談会等を随時開催いたします。
 会報、ホームページ (<https://www.trcci.or.jp/>) 等にてご確認ください。